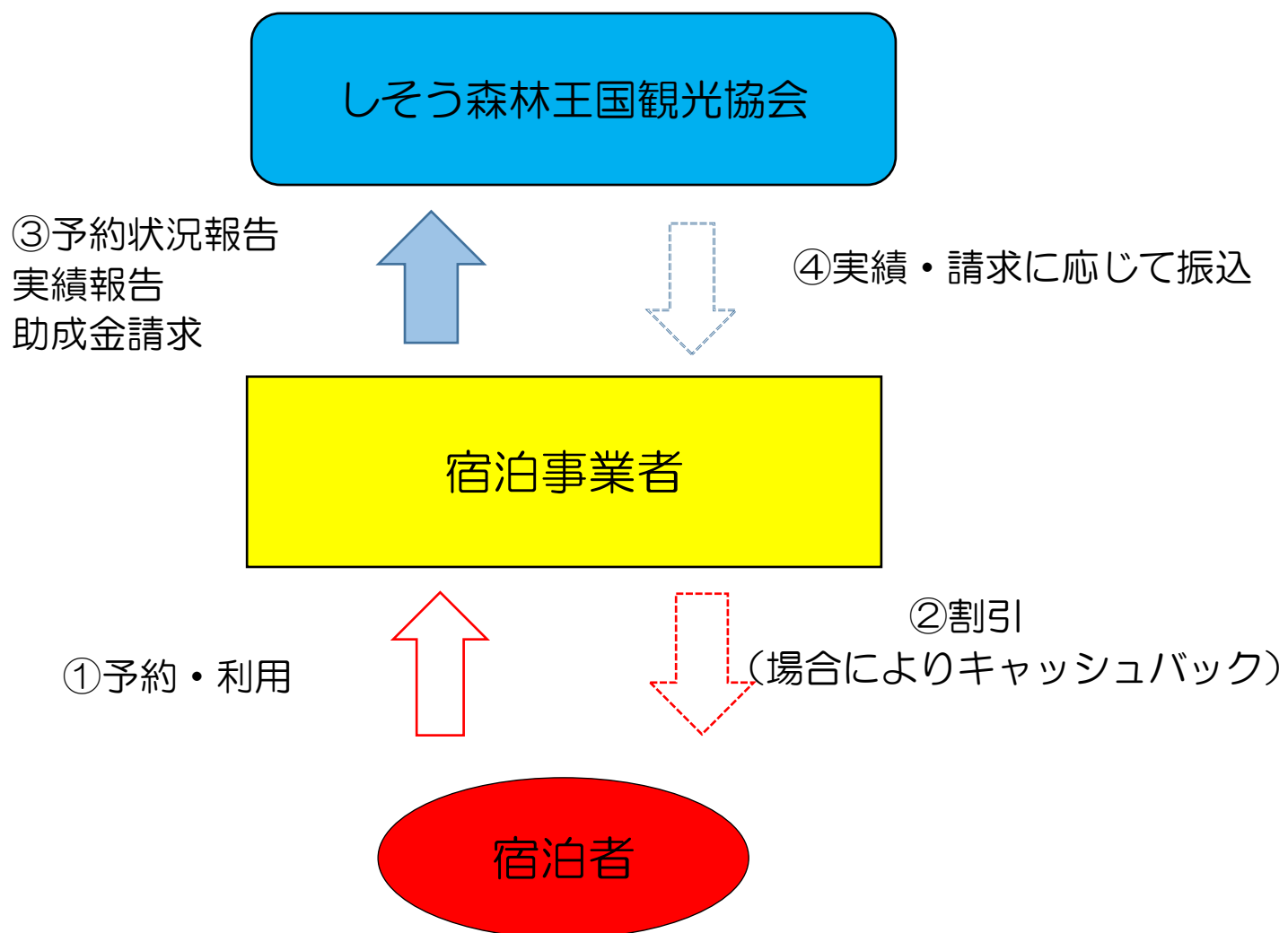


支援策の名称	観光宿泊促進助成金	
支援の概要	観光等を目的として市内の宿泊施設に宿泊する方の宿泊費に対して助成し、新型コロナウイルス感染症拡大による大きな影響を受けた市内の宿泊施設への宿泊を促進します。	
対象者となる方	市内宿泊事業者	
支援の内容	①一棟貸し以外の宿泊施設に宿泊の場合 市内の宿泊施設に宿泊した方に対して、2,000円/人を助成します。 ※宿泊費が2,000円未満の場合は対象外 ※複数回の利用は可能ですが、連泊の場合も1回とみなし2,000円の助成となります。 ②一棟貸しの宿泊施設に宿泊の場合 市内の一棟貸しの宿泊施設に宿泊した方に対して、1棟につき5,000円を助成します。 ※宿泊費が5,000円に満たない場合は対象外 ※複数回の利用は可能ですが、連泊の場合も1回とみなし5,000円の助成となります。 【支援対象期間】令和4年6月1日～令和4年10月31日まで（予定） ※新型コロナウイルス感染症対策等により、期間を予告なく変更する場合があります。また、対象期間内に予算がなくなり次第終了とします。	
手続き	助成については、宿泊事業者が精算時に一人当たり2,000円もしくは、一棟当たり5,000円を割引します。 ※クレジット等でOTA（オンライントラベルエージェント）等に事前に支払われている場合は、受付等で2,000円または5,000円をキャッシュバックします。 宿泊事業者は最短1週間の宿泊実績をまとめ、しそう森林王国観光協会に報告いただきます。	
お問い合わせ	しそう森林王国観光協会 0790-64-0923	市役所担当課 産業部 商工観光課 0790-63-3127

観光宿泊促進助成事業：「穴栗に泊まっ得」の仕組み



① 宿泊者が宿泊施設を利用

利用：6月1日から10月31日のチェックインが対象

② 宿泊施設が宿泊者に対して割引

宿泊事業者が宿泊料を割り引く。事前決済をしている場合は宿泊事業者がキャッシュバックする。

③ 予約状況・宿泊実績の報告、助成金の請求

6月30日、7月31日、8月31日、9月30日時点の事業終了日までの予約状況を各翌月上旬に報告する。

助成金の請求は、「1週間」、「2週間」、「1ヶ月」、「一括」のいずれかを選択できる。

助成金の請求が「1週間」、「2週間」ごとの場合は月曜日を×日として実績・請求書原本を提出する。

助成金の請求が「1ヶ月」ごとの場合は各月末×後、「一括」の場合は最終日×後に実績・請求書原本を提出する。

④ 観光協会から宿泊施設へ支払い

書類審査合格後に宿泊事業者に助成金を支払う。